

第五条の三（裁判官が退官等した場合における審査の取扱い等） 審査に付される裁判官のいずれかが、審査の期日前にその官を失い、又は死亡した場合においては、その者についての審査は、行わない。

前項の場合においては、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を官報で告示するとともに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。この場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

審査に付される裁判官のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を官報で告示するとともに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。この場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

審査に付される裁判官のいずれかについて前条第一項に規定する政令で定める事項に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。この場合においては、同条第三項から第五項までの規定を準用する。

第六条（審査の方法） 審査は、投票によりこれを行う。

投票は、一人一票に限る。

第七条（投票区及び開票区） 審査の投票区及び開票区は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票区及び開票区による。

第八条（審査人の名簿） 審査には、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。

第九条（審査に関する事務の管理） 審査に関する事務は、中央選挙管理会が管理する。

第十条（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求） 中央選挙管理会は、審査に関する事務について、都道府県又は市町村に対し、都道府県又は市町村の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは都道府県又は市町村の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

中央選挙管理会は、審査に関する事務について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出

の求めに関し、必要な指示をすることができる。

都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、中央選挙管理会に対し、審査に関する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

第十条の二（是正の指示） 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る都道府県の地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下この条及び次条において「第一号法定受託事務」という。）の処理が法令の規定に違反しているとき、

又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき、当該都道府県に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法第二百四十五条の七第二項の規定による市町村に対する指示に関し、必要な指示をすることができる。

中央選挙管理会は、前項の規定によるほか、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理が法令の規定に違反しているとき、緊急を要するときは、自ら当該市町村に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

第十一条（処理基準） 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る都道府県の第一号法定受託事務の処理について、都道府県が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

都道府県の選挙管理委員会が、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により、市町村の選挙管理委員会がこの法律の規定に基づき担任する第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定める場合において、当該都道府県の選挙管理委員会の定める基準は、次項の規定により中央選挙管理会の定める基準に抵触するものであつてはならない。

中央選挙管理会は、特に必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に関し、必要な指示をすることができる。

第一項又は第三項の規定により定める基準は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならぬ。

第二章 投票及び開票

第十二条（投票に関する事務の担任） 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担当する。

衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

第十三条（投票の時及び場所） 審査の投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

第十四条（投票用紙の調製） 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として通知裁判官の氏名を第四条の二第一項の規定による通知の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに對する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

前項の規定にかかわらず、第四条の二第二項に規定する場合には、投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として新通知裁判官の氏名を同項の規定による通知（当該通知が二以上あるときは、その直近のもの）の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに對する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

第十四条の二（裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等） 前条第一項の規定によ

り調製された投票用紙は、第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する場合においても、そのまま用いるものとする。

前条第二項の規定により調製された投票用紙は、第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する場合においても、そのまま用いるものとする。

前二項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の掲示をしなければならない。

前三項の規定は、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合について準用する。この場合において、第一項中「第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する」とあり、及び第二項中「第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する」とあるのは「同項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた」と、前項中「審査を行わないこととなつた」とあるのは「氏名に変更が生じた」と読み替えるものとする。

第十五条（投票の方式） 審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

投票用紙には、審査人の氏名を記載することができない。

第十六条（点字による投票） 点字による審査の投票を行う場合においては、審査人は、投票所において、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときはその裁判官の氏名を自ら記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

前項の場合における投票用紙の様式その他必要な事項は、政令でこれを定める。

第十六条の二（期日前投票の時及び場所） 審査の期日前投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の期日前投票所において、その期日前投票と

同時に行う。ただし、審査の告示の日が第四条の二第一項の規定による通知（同条第二項に規定する場合には、同項の規定による通知とし、当該通知が二以上あるときは、その直近のものとする。）をした日から四日以内である場合には、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行う。

前項ただし書の場合においては、中央選挙管理会は、審査の告示の日に、審査の期日前投票を行う期間を官報で告示するとともに、当該期間を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、第五条の二第三項から第五項までの規定を準用する。

第十八条（投票の秘密） 何人も、審査人のした審査の投票の内容を陳述する義務を負わない。

第十九条（開票に関する事務の担任） 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担当する。

第二十条（開票の時及び場所） 審査の開票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

第二十一条（投票の点検及びその結果の報告） 開票管理者は、審査の投票の点検を終えたときは、直ちにその結果を審査分会長に報告しなければならない。

第二十二条（投票の効力） 審査の投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの
二 ×の記号以外の事項を記載したものの
三 ×の記号を自ら記載したものでないもの

第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が二人以上の場合には、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。これらの者のいずれれに対して×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

第二十三条（開票録） 開票管理者は、審査の開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票

立会人とともに、これに署名しなければならない。

第二十四条（投票等の保存） 審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

第二十五条（選挙の投票を行わない場合） 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合において、審査は、これを行う。

前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十九条第一項及び第二十条の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条、第四十一条、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。

前項の投票においては、第十二条第二項の規定にかかわらず、投票管理者は、審査権を有する者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人二人を選任しなければならない。

第二項の開票においては、第十九条第二項の規定にかかわらず、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙（公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。

第三章 審査分会及び審査会

第二十七条（審査分会） 審査分会は、都道府県ごとに都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所をこれを置く。

審査分会長は、審査権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任したものを以て、これに充てる。

審査分会長は、審査分会に関する事務を担当する。

審査分会長は、当該都道府県の区域内における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から審査分会立会人三人を選任しなければならない。

審査分会長は、都道府県の区域内におけるすべての開票管理者から第二十一条の報告を受けた日又はその翌日に審査分会を開き、審査分会立会人立会の上、その報告を調査しなければならない。

第二十八条（審査分会録） 審査分会長は、審査分会録を作り、審査分会に関する次第を記載し、審査分会立会人とともに、これに署名しなければならない。

審査分会録は、第二十一条の報告に関する書類と併せて、都道府県の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

第二十九条（審査分会の結果の報告） 審査分会長は、第二十七条第五項の規定による調査を終えたときは、審査分会録の写を添えて、各裁判官について罷免を可とする投票及び可としない投票の数その他審査分会における調査の結果を直ちに審査長に報告しなければならない。

第三十条（審査会） 審査会は、中央選挙管理会の指定した場所、これを置く。

審査長は、審査権を有する者の中から中央選挙管理会の選任した者を以て、これに充てる。

審査長は、審査会に関する事務を担当する。

審査長は、第八条の選挙人名簿に登録された者の中から審査立会人三人を選任しなければならない。

審査長は、すべての審査分会長から前条の報告を受けた日又はその翌日に審査会を開き、審査立会人立会の上、その報告を調査しなければならない。

第三十一条（審査録） 審査長は、審査録を作り、審査会に関する次第を記載し、審査立会人とともに、これに署名しなければならない。

審査録は、第二十九条の報告に関する書類と併せて、中央選挙管理会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

第三十二条（罷免を可とされた裁判官） 罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。ただし、投票の総数が、公職選挙法第二十条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において第八条の選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

審査長は、直ちに罷免を可とされた裁判官の氏名並びに罷免を可とする投票の数及び罷免を可としない投票の数その他審査の次第を中央選挙管理会に報告しなければならない。

中央選挙管理会は、前項の報告を受けたときは、直ちに罷免を可とされた裁判官にその旨を告知し、同時に罷免を可とされた裁判官の氏名を官報で告示し、かつ、総務大臣を通じ内閣総理大臣に通知しなければならない。

第三十四条（審査分会及び審査会に関するその他の事項） この法律及びこれに基づいて発する命令に規定するものの外、審査分会及び審査会については、公職選挙法第七十八条、第八十二条、第八十四条及び第八十五条の規定を準用する。

第四章 審査の結果

第三十五条（罷免の効果） 罷免を可とされた裁判官は、次条又は第三十八条の規定による訴えを提起すべき期間が経過した日（その訴えの提起があつた場合が、その訴えが裁判所に係属しなくなつた日又はその訴訟について裁判の確定した日）に罷免される。

審査の結果罷免された裁判官は、罷免の日から五年間は、裁判官に任命されることができない。

第一項に規定する裁判官は、同項の規定による罷免されるべき日前にその官を失つたときは、同項の規定により罷免されたものとみなす。

第五章 訴訟

第三十六条（審査無効の訴訟） 審査の効力に関し異議があるときは、審査人又は罷免を可とされた裁判官は、中央選挙管理会を被告として第三十三条第二項の規定による告示のあつた日から三十日以内に東京高等裁判所に訴えを提起することができる。

第三十七条（審査無効の判決） 前条の規定による訴訟においては、審査についてこの法律又はこれに基づいて発する命令に違反することがあるときは、審査の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、裁判所は、審査の全部又は一部の無効の判決をしなければならない。

第三十八条の規定による訴訟においても、その審査が前項の場合に該当するときは、裁判所は、当該審査の全部又は一部の無効の判決をしなければならない。

第三十八条（罷免無効の訴訟） 審査の結果罷免を可とされた裁判官は、その罷免の効力に関し

異議があるときは、中央選挙管理会を被告として第三十三条第二項の規定による告示のあつた日から三十日以内に東京高等裁判所に訴えを提起することができる。

第三十九条（審判の順位） 第三十六条又は前条の規定による訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず、速かにその裁判をしなければならない。

第四十条（訴訟に関する通知） 第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起されたとき若しくは裁判所に係属しなくなつたとき又はその訴訟について裁判が確定したときは、裁判所の長は、内閣総理大臣及び総務大臣を通じて中央選挙管理会に対し直ちにその旨を通知しなければならない。

第四十一条（訴訟手続） 第三十六条乃至前条に定めるものの外、第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟については、公職選挙法第二百四十二条及び第二十九条の規定を準用する。

第四十二条（審査無効等の告示） 第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟の結果、審査又は罷免の無効の判決が確定したときは、中央選挙管理会は、直ちにその旨を官報で告示しなければならない。

第六章 再審査
第四十三条（再審査） 第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟の結果審査の全部又は一部が無効となつた場合においては、第五項の規定に該当する場合を除いて、更に審査を行わなければならない。

前項の規定による審査の期日は、中央選挙管理会においてこれを定め少なくとも十二日前に官報で告示しなければならない。

第三十六条又は第三十八条の規定による訴を提起すべき期間又はその訴訟の係属中は、第一項の規定による審査は、これを行うことができず。

第二十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による審査にこれを準用する。

第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟の結果、審査の全部又は一部が無効となつたとき、更に審査の投票を行わないで審査の結果を定めることができる場合においては、審査会を開き、これを定めなければならない。

第七章 罰則
第四十四条（利益供与等の罪） 次の各号に掲げる行為をした者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 審査による罷免を免れ若しくは免れさせ又は審査により罷免をさせる目的で、審査人又は審査に關し運動をする者に對し、金銭、物品その他財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、職務上の地位若しくは職務上の地位に關する特殊の關係を利用して特殊の利益の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、又は供与接待、その申込み若しくは約束をしたとき。

二 審査による罷免を免れ若しくは免れさせ又は審査により罷免をさせる目的で、審査人又は審査に關し運動をする者に對し、その者又はその者の關係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害關係を利用して誘導したとき。

三 審査の投票をし若しくはしないこと、審査に關し運動をし若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的で、審査人又は審査に關し運動をする者に對し、第一号に掲げる行為をしたとき。

四 第一号若しくは前号の供与、供与接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申込みを承諾し、又は第二号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

五 第一号から第三号までに掲げる行為をさせる目的で、審査に關し運動をする者に對し金銭若しくは物品の交付、交付の申込み若しくは約束をし、又は審査に關し運動をする者においてその交付を受け若しくは要求し、若しくはその申込みを承諾したとき。

六 前各号に掲げる行為に關し周旋又は勧誘をしたとき。

中央選挙管理会若しくは選挙管理委員会の委員、中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員若しくは選挙管理委員会の職員、投票管理者、開票管理者、審査分会長若しくは審査長又は審査事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員が当該審査に關し前項の罪を犯したときは、これを四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官がその關係区域内の審査に關し同項の罪を犯したときも、また同様とする。

第四十五条（没収及び追徴） 前条の場合において、收受し又は交付を受けた利益は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十六条（審査の自由を妨害する罪） 審査に關し次の各号に掲げる行為をした者は、これを四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 審査人又は審査に關し運動をする者に對し暴行若しくは威力を加へ又はこれをかどわかしたとき。

二 交通若しくは集會の便を妨げ又は演説を妨害しその他偽計詐術等不正の方法で審査の自由を妨害したとき。

三 審査人若しくは審査に關し運動をする者又はその關係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害關係を利用して審査人若しくは審査に關し運動する者を威迫したとき。

第四十七条（職権濫用等の罪） 審査に關し国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政法人」といふ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいふ。次項において同じ。）の役員若しくは職員又は第四十四条第二項前段に掲げる者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に処する。

第四十八条（虚偽の事実を公にする罪） 演説又は新聞紙、雑誌、ビラ、ポスターその他いかなる方法によつても、次の各号に掲げる行為をした者は、これを二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。新聞紙及び雑誌にあつては、なお、その編集人及び實際編集を担当した者を罰する。

一 審査による罷免を免れ又は免れさせる目的で審査に付される裁判官の経歴に關し虚偽の事項を公にしたとき。

二 審査により罷免をさせる目的で審査に付される裁判官に關し虚偽の事項を公にしたとき。

第四十九条（公職選挙法の罰則準用） 審査に關しては、公職選挙法第二百二十七条から第二百

三十四条まで、第二百三十七條から第二百三十八條まで及び第二百五十五條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中同表下欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替へるものとする。

第二十七條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第二十八條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第二十九條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第三十條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第三十一條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第三十二條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第三十三條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第三十四條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第三十五條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第三十六條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第三十七條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第三十八條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第三十九條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第四十條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第四十一條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第四十二條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第四十三條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第四十四條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第四十五條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第四十六條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第四十七條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第四十八條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第四十九條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第五十條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第五十一條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第五十二條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第五十三條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第五十四條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第五十五條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第五十六條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第五十七條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第五十八條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第五十九條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第六十條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第六十一條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第六十二條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第六十三條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第六十四條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第六十五條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第六十六條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第六十七條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第六十八條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第六十九條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第七十條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第七十一條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第七十二條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第七十三條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第七十四條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第七十五條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第七十六條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第七十七條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第七十八條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第七十九條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第八十條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第八十一條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第八十二條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第八十三條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第八十四條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第八十五條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第八十六條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第八十七條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第八十八條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第八十九條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第九十條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第九十一條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第九十二條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第九十三條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第九十四條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第九十五條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第九十六條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第九十七條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第九十八條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第九十九條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁
第一百條	中央選挙管理会の委員若しくは最高裁判所裁	最高裁判所裁

第二項	議院名簿届出政党等の名称	最高裁判所裁
第五十五條第一	若しくは略称	判官国民審査
第五十五條第二	この章	法第七章
第二百二十八條第一項及び		最高裁判所裁
第二百五十二條第三十四條		判官国民審査
第五十五條第二		法第四十九條
		において準用
		する第二百二
		十八條第一項
		及び第二百三
		十四條

第八章 補則

第五十條 (中央選挙管理会の委員等の失職)

中央選挙管理会の委員、投票管理者、開票管理者、審査分会長又は審査長は、審査権を有しなくなつたときは、その職を失う。

第五十一條 (費用)

審査の施行に関する費用は、国庫の負担とする。

第五十二條 (裁判官の氏名の揭示)

市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名等の揭示をしなればならない。

第五十三條 (審査公報の発行)

都道府県の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名、経歴その他審査に關し参考となるべき事項を掲載した審査公報を発行しなければならない。

第五十四條 (特別区等に対する適用)

この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。

第五十五條 (交通至難の地等に関する特例)

交通至難の島その他の地においてこの法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の規定を設けることができる。

第五十六條 (施行に関する規定)

この法律の施行に關し必要な規定は、政令でこれを定める。

第五十七條 (事務の区分)

この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事

務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二年二月七日法律第一五四号) 抄

この法律は、昭和二十二年十二月十日から、これを施行する。

附則 (昭和五年四月一日法律第一〇一号)

この法律は、公職選挙法施行の日から施行する。

附則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二六二号) 抄

この法律は、自治庁設置法(昭和二十七年法律第二六一号)施行の日から施行する。

この法律施行の際国民審査管理委員会又は全国選挙管理委員会が保存している審査録又は選挙録は、中央選挙管理会において引き継ぎ保存するものとする。

附則 (昭和二十七年八月一日法律第三〇八号) 抄

この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附則 (昭和三十一年六月二日法律第一四八号) 抄

この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十七号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十三年四月二日法律第七五号) 抄

この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。ただし、衆議院議員の選挙に関するものについては、改正後の公職選挙法第九十九條の四の規定は次の総選挙の公示の日から、その他の規定は次の総選挙から施行する。

附則 (昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号) 抄

この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

附則 (昭和三十七年五月一〇日法律第一二二号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

第一条 (施行期日及び適用区分)

この法律は、公布の日から施行する。

この法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)第四十九條、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四條及び農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一條の規定は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、施行日から起算して三月を経過した日から適用する。

附則 (昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号) 抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (昭和四十九年六月三日法律第七二号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十九條、第二百五十五條及び第二百六十三條の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五十七年八月二四日法律第八一号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十八年一月二九日法律第六六号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にされた処分又は裁判に關する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八條後段及び第二十一條第二項から第五項までの規定を準用する。

この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四三年五月二日法律第三九号) 抄

この法律は、昭和四十三年六月一日から施行する。

附則 (昭和四四年五月一六日法律第三〇号) 抄

この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

附則 (昭和四九年六月三日法律第七二号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十九條、第二百五十五條及び第二百六十三條の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五十七年八月二四日法律第八一号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十八年一月二九日法律第六六号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十八年一月二九日法律第六六号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十八年一月二九日法律第六六号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十八年一月二九日法律第六六号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十八年一月二九日法律第六六号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十八年一月二九日法律第六六号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十八年一月二九日法律第六六号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成二十二年七月一六日法律第一〇四号)抄
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附則(平成二十二年二月二二日法律第一六〇号)抄
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く)は、平成二十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る)、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則(平成二十二年一月一日法律第一八八号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則(平成二十四年七月三十一日法律第九八号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)
第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則(平成二十五年六月二一日法律第六九号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十五年七月一六日法律第一一九号)抄
第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成二十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十五年七月二五日法律第一二七号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十七年一〇月二二日法律第一〇二号)抄
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八條の八(第二号及び第三号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條(第二号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條(第二号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一條及び第七十二條(第十五号に係る部分に限る)の規定の失効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十八年六月二三日法律第九三号)抄
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条第一項、附則第三條、附則第五條、附則第七條及び附則第九條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条並びに次条第二項、附則第四條、附則第六條及び附則第八條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

附則(平成二十三年五月二日法律第三五号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十六年五月三〇日法律第四二号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十六年六月一三日法律第六七号)抄
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)以下「通則法改正法」という。の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四條第二項、第十八條及び第三十條の規定 公布の日

第二十八條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む)以下この条において「新法令」という)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附則(平成二十七年八月五日法律第六〇号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えた日から施行する。

附則(平成二十八年四月一三日法律第二五号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えた日から施行する。

